

令和7年11月定例会

# 文教厚生委員会説明資料（その2）

教 育 委 員 会

目 次

I 提出案件	-----	3
1 その他の議案等	-----	3
(1) 条例案	-----	3

# I 提出案件

## 1 その他の議案等

### (1) 条例案

#### ① 徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例（教職員課）

##### ア 改正の理由

令和7年10月17日付けの人事委員会勧告等に鑑み、本県の学校職員の給与について改定を行う等の必要がある。

##### イ 改正の概要

#### (ア) 徳島県学校職員給与条例の一部改正

##### a 給料表の改定

- (a) 全ての給料表について、若年層に重点を置きながら全ての号俸において給料月額を引き上げるとともに、定年前再任用短時間勤務学校職員の全ての基準給料月額を引き上げることとする。
- (b) 小学校中学校教育職給料表及び高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の等級が3級である教育職員の給料月額又は基準給料月額としてこれらの表の額に加算する額について、5年間で段階的に引き上げることとする。
- (c) 小学校中学校教育職給料表及び高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の等級が4級である教育職員の給料月額又は基準給料月額としてこれらの表の額に加算する額を定めるとともに、5年間で段階的に引き上げることとする。

##### b 諸手当の改定

- (a) 初任給調整手当について、高等学校等教育職給料表の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を5万2,100円に引き上げることとする。
- (b) 通勤手当について、自動車の駐車のための施設等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員に対し、5,000円を超えない範囲内で1か月あたりの料金に相当する額として人事委員会規則で定める額を加算することとする。

- (c) 新たに在宅勤務等手当を設け、住居その他の場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について1か月あたり平均10日を超えて命ぜられた職員に対し、月額3,000円を支給することとする。
- (d) 期末手当について、12月期の支給割合を100分の127.5とすることとし、また、定年前再任用短時間勤務学校職員について、12月期の支給割合を100分の72.5とすることとする。
- (e) 期末手当について、6月期及び12月期の支給割合を100分の126.25とすることとし、また、定年前再任用短時間勤務学校職員について、6月期及び12月期の支給割合を100分の71.25とすることとする。
- (f) 勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の107.5とすることとし、また、定年前再任用短時間勤務学校職員について、12月期の支給割合を100分の52.5とすることとする。
- (g) 勤勉手当について、6月期及び12月期の支給割合を100分の106.25とすることとし、また、定年前再任用短時間勤務学校職員について、6月期及び12月期の支給割合を100分の51.25とすることとする。
- (h) 義務教育等教員特別手当について、上限額を引き上げるとともに、校務の種類に係る業務の困難性その他の事情を考慮して支給月額を決定することとする。
- (イ) 徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正
  - a 多学年学級担当手当を廃止することとした。
  - b 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務及び児童又は生徒に対する緊急の補導業務に係る特殊業務手当の額を引き上げることとする。
- (ウ) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正
  - a 教職調整額について、5年間で段階的に給料月額の100分の10に相当する額に引き上げることとする。
  - b 指導改善研修被認定者には、教職調整額を支給しないこととする。
  - c 教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に則して、業務量管理・健康確保措置実施計画を定めることとする。
- (エ) その他所要の整理を行うこととする。

#### ウ 施行期日等

- (ア) この条例は、公布の日から施行することとする。ただし、イの(ア)のaの(b)、(c)及びbの(h)、並びに(イ)のa、b、(ウ)のa及びb、並びに(エ)の一部、並びにウの(イ)については、令和8年1月1日から、イの(ア)のbの(b)、(c)、(e)及び(g)並びに(ウ)のcについては、同年4月1日から施行することとする。
- (イ) イの(ウ)のbについて、所要の経過措置を講ずることとする。

② 徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（教職員課）

ア 改正の理由

徳島県学校職員給与条例の一部が改正され、給料表が改定されるとともに、在宅勤務等手当が新設されることに鑑み、常勤職員の給与との均衡を考慮し、会計年度任用学校職員に適用される給料表の改定等に関し必要な事項を定める必要がある。

イ 改正の概要

- (ア) 会計年度任用学校職員に適用される①の徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例による改正後の給料表については、令和7年4月1日から適用することとする。
- (イ) フルタイム会計年度任用学校職員の在宅勤務等手当及びパートタイム会計年度任用学校職員の在宅勤務等に係る報酬の支給に関し必要な事項を定めることとする。

ウ 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。ただし、イの(イ)については、令和8年4月1日から施行することとする。